

お知らせ

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う宅地造成等規制法の許可について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に伴い、改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。）第3条第1項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日、又はこの法律による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第4項の公示がされるまでは、この法律の附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされております。

そのため、**これまでどおり宅地造成工事規制区域において許可は必要となっております。**

なお、このホームページ内で使用されている用語については、次のとおり読み替えていただきますようよろしくお願いいたします。

1. 「宅地造成等規制法」については、「改正前の宅地造成等規制法」
2. 「宅地造成工事規制区域」については、「改正前の宅地造成等規制法第3条第1項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域」

2023年（令和5年）5月26日